

## 集中改善期間（H15～16年度）における「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の全体的な進捗状況・達成状況の評価と課題

当信用組合は創業以来、永く職域を営業基盤として育ってきたので、地域に目を向け、そこにも営業の基盤を見い出そうとする機会も努力も不十分なまま、今日に至っており、リレーションシップバンキングの機能強化を目指す段階となって、そのハンディの大きさと、それを克服するエネルギーの必要性を体感する事となった。

しかしながら、この機能強化計画を推進する過程において、今後の当信用組合の存立に欠かせない営業基盤の維持・拡大は職域に止まらず、地域にまで及んではじめて成り立ち、取引者、地域の企業・個人に支持されてはじめて成り立つものであることを再認識する好機となり、転機となった。

集中改善期間を経過し、その進捗、達成状況を総括すれば

- ① 企業取引開拓の専担者を本店営業部に2名配置し、本部機能の充実・強化のため体制強化し、リレーションシップバンキングの機能強化計画を実現していく方向性を確立している。  
(期間中の企業向け融資残高670M増加)
- ② 地域営業基盤への浸透の手段として、休日融資相談会の実施や、地域貢献活動実現の為にスキルアップやマインド醸成に向けた研修等へ積極的取り組んでいる。

等、一応の評価は認められるが、反省点・今後の課題としては、

- ① あらゆる機会を捉えて、地域貢献や情報開示、自組合PR等を継続的に行なってきたが、地域顧客層への浸透が今一步で、相手の信頼を勝ち取るまでには至っていない（表面的に流れた部分もある）。
- ② 当信用組合の企業融資のノウハウ・スキル面における不足を補う為にも、人材育成に力点を置いたが短期・総花的で期間中の成果としては乏しいものになっており、長期的・継続的課題として、今後も注力していく必要がある。

以上、集中改善期間中の成果には非常に乏しいものがあり、今後に残す課題が大きい事は自認しているが、いずれにしてもリレーションシップバンキングの本質を、十分理解・咀嚼した上で、地域金融機関として当信用組合の「身の丈」に合った「固有」の地域貢献を如何にして果たしていくか、重要な経営課題と位置づけ、期間中不足した成果を、これに続く今後2年間の「重点強化期間」に引き出せるよう、全役職員の共通目標として取り組んでいきたい。

機能強化計画の進捗状況(要約)

- 15年4月から17年3月の全体的な進捗状況
  - 慣れ親しんできた職域から、職域を含めた地域全体への営業基盤拡充について、本機能強化計画は好機であり、転機となった。
  - 企業取引開拓の専担者2名配置、本部機能の充実・強化を行ない、リレバン機能強化計画への取組みの態勢を整え、期間中の企業融資増加額670Mは確保。
  - リレバンへの取組みを機に集中改善期間中に取組んだ機能計画は、まだ緒にたばかりであり深度についても不十分なので、継続的に真正面から取組んでいく今後の課題であると捉えている。
- 16年10月から17年3月までの進捗状況
  - 10月スタートの事業所融資勉強会(毎月、支店長を中心に12名参加)、ローンレビューの全店実施(各店毎に対象先を選定・登録)、融資部へのトレーニー研修(毎回1名)など、与信業務のスキルアップ、マインドアップに注力。
- 計画の達成状況
  - 研修等、人材育成事業に対しては、積極的に取り組み中。ローンレビュー・与信に関する重要事項の説明態勢、ガバナンスの強化(総代会・情報開示、保証協会を活用した中小企業への一部取組みなどに力を入れてきた。
- 計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題
  - あらゆる機会を捉えて、地域貢献や情報開示、自組合PR等を行ってきたが、地域顧客層への浸透が今一步で、相手の信頼を勝ち取るまでには至っていない。
  - 計画自体が総花的であり、もう少し絞り込み、選択と集中を徹底して検討すべきであった。今後は、当組合の「身の丈」に合った、固有の地域貢献活動を指向したい。
- アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
中小企業金融の再生に向けた取組み						
1. 創業・新事業支援機能等の強化						
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	・重工協力会社に対する業種特性の把握 ・外部研修への参加 ・内部研修(審査課での実施研修)	・外部研修への参加 ・内部研修態勢の確立 ・業種別特性把握のための情報収集	・業種別特性の把握による審査能力のレベルアップ ・営業店担当者への本部研修 ・研修参加者による内部研修	・審査担当者の外部研修 11講座(延19名) ・専担者による企業訪問	・専担者による企業訪問	・全信中協、外部団体が主催する研修への参加検討。 ・研修参加者による内部研修の実施 ・業種別特性を把握し、審査担当職員への研修・周知 ・営業店担当者への内部での審査研修(半期に2～3名程度、1週間位の期間を検討) ・各種研修(全信中協・県協会主催)に10月以降参加している。 ・事業所融資研修の開催予定。
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携、「産業クラスターサポート会議」への参画	・「産業クラスター計画」への協力を行なう。	・「九州シリコン・クラスター計画」「九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ」についての各店への周知。	・15年度スケジュールの継続	・「北部九州地区産業クラスターサポート金融会議」への参加 ・つなぎ資金制度の創設	・特になし	・産業クラスターサポート会議を情報入手・情報交換の場として活用
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	・「地区別等連絡会議」への参加。 ・県制度資金の利用促進。	・「地区別等連絡会議」へ参加し、取組みを検討し、ノウハウを蓄積する。	・県制度資金の利用促進 ・「地区別等連絡会議」への継続参加	・全信組連を通じて国民生活金融公庫、商工組合中央金庫との業務連携参加	・実績なし	・全信組連と国金・商工中金が業務提携を行っており、「地区別連絡会議」を開催していく予定であり、当組合も参加しながら、対応を図る。 ・県の制度資金においてベンチャー企業資金があるため、具体的な内容確認を行ないながら、利用促進を図る。
(5) 中小企業支援センターの活用	・「長崎県中小企業支援センター」のPR及び取引先との共同活用を検討する。	・「長崎県中小企業支援センター」との情報交換を行ない、活用を検討する。	・15年度スケジュールの継続	・「長崎県中小企業支援センター」へ定期訪問し情報交換を実施し連携強化を図った。	・新たに配置された、事業所融資専担者が中心となり同センターを訪問、その中で6件の紹介があったが実行には至らず。	・「長崎県中小企業支援センター」の業務内容について、当組合内部のみならず顧客へのPRを行ない、活用を図る。また、顧客要請による同センター利用の際には当組合職員も同行し、情報共有・適切な支援活動を行なう。
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化						
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	・「財務診断アドバイス」ができる人材の育成を行なう。 ・HP、広報誌等への取引先業務情報提供を検討する。	・「中小企業診断士」資格取得者の養成。 ・企業の業界動向等についての、調査・研究の実施。 ・取引先の情報提供の方法検討。	・中小企業診断士の資格取得を目指す ・15年度スケジュールの継続	・中小企業診断士合格者はなかった。	・中小企業取引先の代表者による「りょうしん会」(35社)を設立し、情報交換の場としている。	・取引先に対し、財務診断アドバイスができる人材(中小企業診断士等)の育成を行ない、資格取得者の職場配置を検討する。また、他職員への内部研修も実施する。 ・取引先企業の業界動向・問題点等について、調査・研究を実施する。 ・「中小企業診断士」資格取得を継続する。 ・当組合の規模等に見合った、取引先同士の交換の場を提供するなどの検討を行なう。
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	別紙様式3-2、別紙様式3-3参照					
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	・三菱重工長崎造船所、同協会等により対象取引先の情報収集を行なう。 ・「政府系金融機関や中小企業関連団体との連携で、支援ができる体制整備を図る。	・三菱重工長崎造船所同協会、その他事業組合等より情報収集を行なう。 ・「国金・商工中金の業務内容を把握・研究する。	・三菱重工長崎造船所又、関係協会等の会議に関係者を出席させ情報を収集する。 ・中小企業関連団体等の会議・セミナーに参加し、ニーズの発掘を行なう。	本店営業部に事業所融資専担者2名を配置し、関連・協力会社および店周事業所を主として132社を対象と定め、連携を図った。	左記と同じ	・取引中小企業先の財務・経営管理能力向上を支援できる取組みについての調査・研究を行なう。
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み						
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	・企業に対する事業再生手法の活用を検討。 ・個人についても必要に応じて民事再生適用を検討する。	・事業再生諸手続きについての勉強会の実施。 ・「過剰債務企業のリストアップにより「民事再生」についての適用判断実施。	・リストアップの継続 ・15年度スケジュールの継続	・民事再生等の適用企業はなく、実績なし	・実質破綻以下先を本部移管し、管理強化を図ることとした。	・民事再生法による事業再生、私的整理ガイドラインの活用を検討する。 ・適用が必要な法人取引先のリストアップを行ない、適用が必要かどうかの検討を行なう。
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	・全信組連と商工中金との業務提携による「事業再生支援貸付」にて対応する。	・全信組連と商工中金の業務提携の枠組みに参加する。 ・商工中金との「地区別等連絡会議」に参加し、事業再生に取り組む。	15年度スケジュールを継続する。	・全信組連を通じて国民生活金融公庫、商工組合中央金庫との業務連携参加	・取り組み実績なし	・全信組連と商工中金が業務提携を行っており、「地区別連絡会議」を開催していく予定であり、当組合も参加しながら、対応を図る。
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	・再生支援等が必要な企業のリストアップ ・全信組連と商工中金が業務提携した「創業・新事業支援、事業再生支援等」についての活用検討を行なう。	・「長崎県中小企業再生支援協議会」の機能活用についての調査・研究 ・「創業・新事業支援事業再生支援等」の内容検討及び対象企業のリストアップ	15年度スケジュールを継続する。	・「長崎県中小企業再生支援協議会」の取組み内容を把握するため同協議会を訪問し取引先企業の活用が可能か検討実施。	・同協議会のPR・活用推進の一環とし、パンフレットを書く営業店へ配布。 ・平成16年10月以降は新たに配置された事業所融資専担者が中心となり同協議会への定期訪問実施。 ・そのような中、同協議会を紹介し、現在協議中のもの1件。	・同協議会の取組内容を把握し、活用を図れるような態勢作りを行なう。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
4.新しい中小企業金融への取組みの強化						
(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等、第三者保証の利用のあり方	・ローンレビューの精度を高める ・保証協会、県・市制度資金の活用 ・外部研修による融資担当者のレベルアップ ・ローンレビュー方法等の事後管理手法の強化を検討する	・ローンレビューの精度アップ ・事後モニタリング方法の検討 ・第三者保証のあり方の検討	・保証協会、県・市制度資金についての内部研修を実施する。 ・保証協会、県・市制度資金の活用、スコアリングモデル・財務制限条項の作成を検討。	・専担者(2名)を本店営業部へ配置し、企業訪問を実施。 ・ローンレビューについての内部研修開催。	・ローンレビューの実施要領を作成し、10月1日に正式にスタート。 ・スコアリングモデル・財務制限条項の検討・作成(17年度の実用化を検討)	・融資渉外者の設置によるローンレビューの精度および頻度アップ。 ・第三者保証については保証協会、県・市制度資金の活用による対応を促進する。 ・審査能力、与信判断能力向上のため、外部研修を受講・派遣し担当者のレベルアップを図るとともに、ローンレビュー手法の強化を図る。 ・第三者保証のあり方を検討する。 ・スコアリングモデル・財務制限条項の検討・作成(17年度の実用化を検討)
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	・財務諸表精度を高めるための判断基準の検討 ・本部審査担当者・事業所取引店舗担当者への保証協会、県・市制度資金の研修	・財務諸表精度を高めるための判断基準の検討 ・保証協会、県・市制度資金の有効活用	・財務諸表の精度を高めるための判断基準の作成 ・担保優遇等のマニュアル検討・作成	・保証協会利用先の増加 ・・・13先:101,125千円	・保証協会利用先 ・・・2件:8,625千円	・財務諸表の精度を高めるための判断基準を作成し、取引先への聴き取り、財務諸表の確認を行ないながら、財務諸表の精度を高めていく。
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	・信用リスクデータの整備 ・金利格付制度の構築	・債務区分別毀損率のデータ整備 ・データ活用の検討	・外部機関活用の検討 ・格付先への説明及び金利格付に基づく金利適用の実施	・過去の償却先についてデータ整備を開始し、デフォルト率等の算出方法を策定中。	・特に成果なし。	・信用格付、金利格付の説明を取引先企業に実施し、金利格付制度を構築する。
5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化						
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	・約定書・金消の内容見直し ・説明義務の規格化等及び内部研修による徹底 ・「お客様相談ホットライン」の設置及び再発防止 ・約定書・金消の写し交付の徹底	・約定書・金消の見直し(改定は16年を目標) ・説明義務の規格化等の検討。 ・「お客様相談ホットライン」開設に向けた対応マニュアル等の検討・作成。 ・説明義務に対する内部研修の実施。	・改定後の契約書等の周知。 ・説明義務の履行及び書面交付のチェックリスト作成。 ・「お客様相談ホットライン」の開設及び対応マニュアル等の活用。 ・内部監査態勢の強化。	・「取引約定書」「金銭消費貸借契約証書」の改定。 ・顧客説明に対する規程・マニュアルの制定及び内部研修実施。・・・同時に説明義務に基づいた契約内容の説明開始。	・苦情等に対するホットライン設置・運用開始。	・約定書、金消の内容を見直し、顧客への交付を徹底する。また、交付の際には内容説明をおこない、理解を頂くことを徹底する。 ・説明義務に対する「お客様相談ホットライン」を本部に設置し、対応を図る。
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	・地域金融円滑化会議の内容周知とコンプライアンス会議の活用及び「お客様相談ホットライン」の開設	・地域金融円滑化会議の活用 ・「お客様相談ホットライン」開設の準備	・地域金融円滑化会議の活用 ・「お客様相談ホットライン」開設及び対応マニュアル等の活用	15年・16年度中に開催された地域金融円滑化会議全部に参加し、同会議の情報の活用を図った。	16年10月1日「お客様相談ホットライン」設置した。	・地域金融円滑化会議等の情報について担当部署で検討し、活用を図る。
(3)相談・苦情処理体制の強化	・再発防止の体制作りのため、まず第一線の担当者のレベルアップ研修、コンプライアンス会議の活用、お客様相談ホットラインの開設、全国しんくみ苦情等相談所との連携等を行なう。	・コンプライアンス会議の活用と担当職員の職務能力レベルアップ ・「地域金融円滑化会議」への参加 ・情報の活用 ・「お客様相談ホットライン」開設の準備 ・「しんくみ苦情等相談所」との連携強化	・コンプライアンス会議の活用と管理者を含めた職務能力レベルアップ ・「お客様相談ホットライン」の開設及び対応マニュアル等の活用 ・「しんくみ苦情等相談所」の活用	・「事務ミス・苦情トラブル・不祥事故報告書」の報告の定着と処理体制の強化。 ・地域金融円滑化会議の情報の活用。	左記と同じ	・苦情・トラブルについて、担当部署にて内容確認・問題点の分析・解決を行ない、再発防止を図る。 ・「地域金融円滑化会議」への参加を継続し、相談・苦情処理体制の強化および法令遵守の企業風土の醸成を図る。
6.進捗状況の公表	・ディスクロージャー誌、ホームページ等で半期ごとに公表する。	・15年度上期までの進捗状況について、各営業店の窓口に備え置く。 ・16年度よりの開示内容等の検討を行なう。	・平成15年度ディスクロージャー誌及び平成16年度上期ディスクロージャー誌発行、当組合ホームページに半期ごとに公表する。	15年度下期までの進捗状況については、各営業店に備え置き、ホームページ、「りょうしん現況2004」ディスクロージャー誌に掲載。	左記と同じ	進捗状況の公表については、更に充実させる。
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み						
1.資産査定、信用リスク管理の強化						
(1)適切な自己査定及び償却・引当の実施	・ローンレビューの徹底等のため、法人融資先等を本店営業部等へ集約し、専担者による事後管理により債務者の実態把握に努める。 ・より正確な債務者の実態判定区分が出来る様、具体的な実態判定区分基準の追加を行なう。 ・償却・引当額の算定に当たっては、内部研修等によりスキルアップを図り担当部署及び検証部署の検証態勢を強化する。	・本店営業部は、15年10月から事業融資先の専担者2名でスタート予定 ・過去の自己査定結果を分析し、具体的な実態判定区分基準の追加・実態判定区分基準等の説明会開催及び担当部署による営業店長とのヒアリングの実施 ・平成15年度期末決算自己査定の実施	・深堀支店、諫早支店については、本店営業部の状況のみならず、専担者を編成していく予定。 ・その他は15年度スケジュールを継続する。	・ローンレビューの徹底及び皆推の効率化を図るため、事業所融資先の専担者を配置した。 ・債務者区分の急激なランクダウン防止のため、自己査定の抽出基準及び要注意先等の実態判定区分の基準を改定 ・自己査定作業説明会による査定能力のレベルアップと自己査定ヒアリングの実施で、営業店と二次三次査定部門の債務者区分の統一認識を図った	・営業店及び本部の自己査定作業の厳正化及び効率化を高め、作業期間の短縮化を目的に、一部作業のパソコン登録管理システムを構築した。 ・自己査定マニュアルを新たに制定し、自己査定作業要領の明確化を図った。	・正確な自己査定を実施できるよう、内部研修によるスキルアップおよび担当部署での検証態勢を強化する。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	・長崎市、諫早市、長与町について、地価調査・地価公示価格要覧により、当組合が採用している固定資産税評価との整合性を毎年、検証する。	・基準地の選定、評価額の調査、公示価格との比較。	・15年度スケジュールを継続する。	・平成15年11月に長崎市・長与町・諫早市についての基準地価格及び比較表作成。乖離率は基準未満であり改定なし。	・平成16年10月に長崎市・長与町・諫早市についての基準地価格及び比較表作成。乖離率は基準未満であり改定なし。	・地価公示価格と当組合の担保評価額との乖離率が70%を基準として5%乖離があれば、時価換算倍率を0.1%加減算し、相続税路線価法の改正を実施する。
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	・今後も各年度のディスクロージャー誌で金融再生法開示債権の保全状況を開示する。	・平成14年度ディスクロージャー誌にて開示済み。 ・平成15年度上期ディスクロージャー誌にて開示。	・平成15年度ディスクロージャー誌発行により開示。 ・平成16年度上期ディスクロージャー誌にて開示。	平成14年度ディスクロージャー誌(15年8月開示)にて開示。15年11月末に15年度上半期ディスクロージャー誌にて開示。16年度ディスクロージャー誌、16年度上半期ディスクロージャー誌にて開示。	16年度上半期ディスクロージャー誌(16年11月開示)にて開示。	今後も開示を継続していく。
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上						
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	・信用リスクデータの整備について、システム管理を検討。	・SKCシステムによる信用リスクデータの入手可能性の検討、可能であれば、入手し審査に役立てる。	・SKCシステムによる信用リスクデータシステムの利用についての検討を継続。	・特に実績なし	・特に実績なし	・信用リスクデータの蓄積・整備については紙ベースでの蓄積しかなく、データベースとしての利用が困難なため、コンピューターでのデータベース構築を検討する。
(3) 事務のアウトソーシング、リストラ等により生じた余剰資産の有効活用、システム関連等の従属業務を営む子会社の共同設立等						
3. ガバナンスの強化						
(2) 半期開示の実施	・各年度上期のディスクロージャー誌(各年度9月期)を発行する。	・平成15年度上期ディスクロージャー誌を発行。	・平成15年度ディスクロージャー誌を発行。 ・平成16年度上期ディスクロージャー誌を発行。	16年度上期までの進捗状況については、各営業店に備え置き、ホームページ、上半期ディスクロージャー誌に掲載。	16年11月末に「上半期ディスクロージャー誌」を発行し、半期開示を実施。	・半期開示は、毎年11月末迄に上半期ディスクロージャー誌にて開示を定着させる。
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	・公認会計士の外部監査による決算監査を実施できるよう検討。 ・中央機関によるガバナンスに関する課題・検討を注視。	・公認会計士による決算監査を導入する問題点及び対応策を検討。	・平成16年度の会計処理から外部監査が実施できるよう、具体的に検討する。	実績なし	実績なし	・公認会計士による決算監査を導入する為の問題点および対応策を検討する。
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	・総代会の機能強化、必要に応じた組合員への業績報告会の実施等、全信中協の今後の取組み検討結果を踏まえながら対応する。	・総代、組合員との日常的なコミュニケーションと、必要に応じた業績報告会実施の検討(ディスクロージャー拡充)。 ・全信中協の今後の取組み検討結果を踏まえながら対応する。	・全信中協の検討結果を踏まえて、総代会の機能強化・組合員の意見を反映させる仕組みを整備する。	15年10月女性総代6名選出。平成15年11月に一部総代・組合員を対象に地区別業績報告会を開催。16年9月164回理事会において組合員数とのバランスを図るため、営業店毎を選挙区とし、組合員数に応じた定数に改定した。	実績なし	次回の総代改選以降に発行するディスクロージャー誌には、総代全員の氏名を掲載する。
4. 地域貢献に関する情報開示等						
(1) 地域貢献に関する情報開示	・全信中協の今後の開示内容等に関する検討を踏まえ、対応したい。	・全信中協から示された開示項目例に基づいて開示内容を検討。	・平成15年度ディスクロージャー誌に掲載。	一部営業店で実施している「融資日曜相談会等」の地域貢献活動を上半期ディスクロージャー誌、りょうしん掲示板、りょうしん現況2004に掲載。	16年11月末「上半期ディスクロージャー誌」のトックス欄に事業資金貸出金半期増加件数および増加金額を開示。	今後も地域貢献に関する情報開示を継続して実施する。

3. その他関連する取組み(別紙様式2)

項 目	具体的な取組み	進捗状況	
		15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
・企業の将来性や技術力を評価できる人材育成の研修プログラムの実施	・「創業、新事業 & 中小企業支援スキル向上講座」等へ職員を派遣する。		「目利きの業種別スキルアップ向上講座」へ職員を派遣および中小企業診断士受験講座(27回10ヶ月)に職員10名が受講した。
・中小企業支援スキル向上のための研修プログラムの実施	全信中協主催の「創業・新事業支援 & 中小企業支援スキル向上講座」へ職員を派遣する。		「創業、新事業 & 中小企業支援スキル向上講座」へ職員を派遣した。
・企業再生支援に関する人材育成のための研修プログラムの実施	全信中協の研修内容を検討したうえで、積極的な参加を検討する。		実績なし
・中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	・「経営実態分析項目」表による現状分析を行ない、以後の方向性・方針策定への活用を図る。		月次分析表の四半期毎還元が開始されており、主要計数の月次推移あるいは他組合との対比が可能であり、現況把握に活用している。
・不祥事件等に関するコンプライアンス態勢について	・コンプライアンスに関しては全職員へトップ方針の最重要事項として周知・徹底を図っている。		苦情・トラブル事故への適切な対応、不祥事件の発生防止もしくは未然防止体制の整備強化を図った。
			平成16年10月に経営実態分析項目(月次・四半期)が還元され、金融庁からのフィードバック資料と併せ支払準備率等の確認を行った。
			役職員全員が法令遵守を最優先するという意識の徹底を図った。

## 中小企業金融の再生に向けた取組み

## 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

## (3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先債権等の健全債権化対象先のリストアップ。</li> <li>・延滞先に対する管理手法の徹底。</li> <li>・要注意先債権の健全化・不良債権発生防止のための体制強化。</li> </ul>
スケジュール	15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先債権等の健全債権化対象先のリストアップ。</li> <li>・延滞先に対する管理・指導強化。</li> </ul>
	16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H16.4月より管理課長が専任し、健全化指導実施。</li> <li>・健全化指導のために職員のレベルアップ・知識修得等の研修。</li> <li>・健全化策の徹底。</li> </ul>
備考(計画の詳細)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善支援については、全信組連と商工組合中央金庫の業務提携に当組合も参加しており、「事業再生支援貸付」等を促進しながら対応する方針。また、長崎県中小企業再生支援協議会の活用も検討する。</li> <li>・経営指導を専門的に行なうため、前記の様な外部機関を利用する。</li> <li>・内部でも指導が可能となるように、「中小企業診断士」の資格取得に向けて10名の職員が研修を受講したが、合格者なし。</li> </ul>
進捗状況	(1)経営改善支援に関する体制整備の状況(経営改善支援の担当部署を含む) 15年4月～17年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善支援については、対象先が発生すれば融資部が指示を行ない、「中小企業再生支援協議会」「商工組合中央金庫」等と連携し、再生支援を図る事としている。</li> </ul>
	16年10月～17年3月	・同上
	(2)経営改善支援の取組み状況(注) 15年4月～17年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善支援先に該当する取引企業はなく、取組み実績はない。</li> </ul>
	16年10月～17年3月	・同上

(注)下記の項目を含む

- ・ 経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。
- ・ 同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。
- ・ こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
- ・ こうした取組みを進め成果を上げていくための課題は何か(借手の中小企業サイドの課題を含む)

## 経営改善支援の取組み実績

長崎三菱信用組合

【15年4月～17年3月】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち		
		経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区分が上昇した先数	のうち期末に債務者区分が変化しなかった先
正常先	74	0		0
要注意先	うちその他要注意先	18	0	0
	うち要管理先	4	0	0
破綻懸念先	6	0	0	0
実質破綻先	3	0	0	0
破綻先	4	0	0	0
合計	109	0	0	0

- 注) ・期初債務者数及び債務者区分は15年4月当初時点で整理  
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。  
 ・には、当期末(17年3月末)の債務者区分が期初(15年4月当初)より上昇した先数を記載。  
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はに含めるもののに含めない。  
 ・期初(15年4月当初)の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末(17年3月末)に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合はに含める。  
 ・期初(15年4月当初)に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初(15年4月当初)の債務者区分と異なっていたとしても)期初(15年4月当初)の債務者区分に従って整理すること。  
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。  
 ・には、期末(17年3月末)の債務者区分が期初(15年4月当初)と変化しなかった先数を記載。  
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

## 経営改善支援の取組み実績

長崎三菱信用組合

【16年度(15年4月～17年3月)】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち		
		経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区分が上昇した先数	のうち期末に債務者区分が変化しなかった先
正常先	105	0		0
要注意先	うちその他要注意先	14	0	0
	うち要管理先	4	0	0
破綻懸念先	2	0	0	0
実質破綻先	2	0	0	0
破綻先	5	0	0	0
合計	132	0	0	0

- 注) ・期初債務者数及び債務者区分は16年4月初時点で整理  
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。  
 ・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。  
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるもの には含めない。  
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。  
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については  
 (仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。  
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。  
 ・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。  
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。